

原発被曝労働者・JCO臨界事故被害者の救済に向けた中央行動

(2010年2月8日)の概要報告

2月8日、市民と議員28名が集まり、原発被曝労働者・JCO臨界事故被害者の救済に向けた中央行動を展開しました。市民と議員の院内集会では島根原発、敦賀原発で30年前に被曝労働し、心筋梗塞で労災申請中の梅田さんをはじめ参加者が次々に決意表明を行いました。続いて政府交渉に入り、「申し入れ書」の提出、梅田さんの申し立て、「申し入れ書」に係る質問書への政府回答に対するやり取りを行い、交渉継続を確認して行動を終えました。

多くの課題を新政府に示し、回答を聞くに止まったところが多かったのですが、成果もありました。更に賛同を広げ、粘り強く、運動を前進させていきましょう。

1. 申し入れ書の提出、梅田さんの申し立て

政府交渉には厚労省6名、文科省4名、内閣府1名が出席しました。服部良一衆議院議員の挨拶に続き、「原発被曝労働者・JCO臨界事故被害者の救済に向けた申し入れ書」を提出し、各事項の趣旨を説明しました。

続いて梅田さんが、原発の炉心の鉛板の補繕溶接の作業をしたこと、現場はしばしば入った途端にアラームメーターになったこと、定期検査の期間中に仕事を終らせなくてはならず作業したこと、全面マスクは暑さとくもりで仕事にならず外さざるを得なかったこと、ホールボディカウンターの計測で高い値が出たことなど、敦賀原発での状況を詳しく述べ、主に被曝した敦賀原発の現場の再調査を要請しました。樋口健二さんが「敦賀原発の労働現場写真」を示して、過酷な被曝労働の実態を補足説明されました。また、広島の木原さんが心筋梗塞が原爆症認定対象となった経過を説明されました。厚労省は、本人の申し立てがあった事、このような会が開かれたことを重く受け止めると表明し、「管理されない被曝」に関して、「申し立て」の検討を含めて調査を行うことを約束しました。私達は、心筋梗塞が放射線起因性の疾病で、原爆症認定基準に列挙されている事について、厚労省に確認させました。

2. 質問書への回答と質疑

◆放射線管理手帳に労災関連法規を記載することについて、厚労省は、「所管ではなく、記載内容について我々の方からああしますこうしますという立場にない」としながらも、「こう云った考え方は当然のことながら我々も受け入れるべきもの」と高く評価しました。所管の文科省との交渉に向け、手掛かりをつかむ事が出来ました。

◆ 7件の原発被曝労災申請が平成20年度にあった事が公表されました（北海道、兵庫、島根、長崎、宮崎各1件、福井2件）。単年度に7件もの労災申請があるという被曝労働の深刻な健康被害の実態が初めて明らかになりました。過去の申請件数、認定件数、検討会の扱い件数との関係など、今後明らかにしていきたいと考えています。

◆ 労規則35条の例示疾病の拡大については、労災認定されたものを例示に加えていくという現在のやり方ではなく、外国も含め放射線起因性の認められている疾病をすべて例示せよと主張しました。健康管理手帳の交付とあわせて、今後も粘り強く交渉を重ねます。

◆ JCO事故周辺住民健診の継続について文科省は、「県の意向を尊重するというのは当然のこととございまして、引き続きこういった診断等継続してまいりたいと考えております。」と回答しました。事故後10年、国に継続を明確に表明させた事は大きなことです。

◆ 精密検査については、健診の目的の「不安解消」の範囲外であるとして、精密検査の無料化も結果の検討も拒否しました。私達は、白血病が出たら労災認定される被曝レベルの人もいる。全く評価をしない扱いは不当と反論しました。

◆ JCO事故の被曝労働者の問題は、交渉の準備段階から内閣府と厚労省が担当を譲り合い、この問題が忘れ去られた状態であることを露呈しました。事故から10年後、この交渉で初めて、JCO臨界事故の被曝労働者の健康管理に光が当たりました。離職者は、遠隔地在住者を含めて健康診断を受診していること、費用はJCO負担であることが明らかになりました（文書回答2月9日）。健康診断にがん検診が含まれているかなど引き続き問題にしていきます。

◆ 個人情報保護を理由に、原発被曝労災の申請・認定の公表については、件数以外の疾病や被曝線量については公表を拒否しました。また、業務上外に係る検討会開催要綱から疾病、施設、業務、労働局が消えたことについては、開催案内に労働局を明記するとの回答に終わりました。